

# ビタミン及びミネラル補助食品に関するガイドライン

CAC/GL 55 - 2005



Food and Agriculture Organization of the  
United Nations



World Health  
Organization

Published by arrangement with the  
Food and Agriculture Organization of United Nations  
by the  
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文書は、当初、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により、「ビタミン及びミネラル補助食品に関するガイドライン（CAC/GL 55 - 2005）」として出版されたものである。日本語への翻訳は、日本政府の厚生労働省によってなされた。

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、FAOあるいはWHOのいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAOあるいはWHOが承認あるいは推薦していることを意味するものではない。本文書において表明された見解は、筆者の見解であり、必ずしもFAOあるいはWHOの見解を示すものではない。

## ビタミン及びミネラル補助食品に関するガイドライン

### CAC/GL 55 - 2005

#### 前文

バランスのとれた食事を摂取できる人々は通常、必要なすべての栄養素を普通の食事から得ることが可能である。食品には健康を促進する多くの物質が含まれているため、ビタミン及びミネラル補助食品の摂取を考える前に食品からバランスのとれた食事を選択するよう、人々に奨励すべきである。ビタミン及びミネラル補助食品は、食事からの摂取が不十分な場合、又は消費者自身が必要と考える場合に、日常の食事を補うために役立てられる。

#### 1. 1. 範囲

1.1 本ガイドラインは、日常の食事にビタミン及び／又はミネラルを補うために使用されるビタミン及びミネラル補助食品に適用される。

1.2 また、ビタミン及び／又はミネラル並びにその他の成分を含む補助食品は、ビタミン及びミネラルに関して本ガイドラインに定める具体的な規則に従うべきである。

1.3 本ガイドラインは、2.1 に定義する製品が食品として規制されている管轄区域においてのみ適用される。

1.4 「包装済み特殊用途食品の表示及び強調表示に関する一般規格 (CODEX STAN 146-1985)」に定義される特殊用途食品は、本ガイドラインの対象には含まれない。

#### 2. 定義

2.1 本ガイドラインにおけるビタミン及びミネラル補助食品の栄養学的関連性は、主にそれらが含有するミネラル及び／又はビタミンに由来する。ビタミン及びミネラル補助食品は、これらの栄養素が単独又は組み合わさった濃縮形態での供給源であり、従来の食品形態ではなく測定された少量単位での摂取を意図したカプセル、タブレット、粉末、溶液等の形態で販売され、通常の食事からのビタミン及び／又はミネラルの摂取量を補うことを目的とするものである。

#### 3. 組成

---

<sup>1</sup> ビタミン及びミネラル補助食品の効能ではなく、その物理的形態を指す。

### 3.1 ビタミン及びミネラルの選択

3.1.1 ビタミン及びミネラル補助食品には、人間に対する栄養価が科学的データによって立証され、ビタミン及びミネラルであることがFAO及びWHOによって認められたビタミン/プロビタミン及びミネラルが含まれるべきである。

3.1.2 ビタミン及びミネラル源には天然と合成があり、その選択は安全性や生物学的利用能などの検討に基づき行われるべきである。さらに、純度基準についてはFAO/WHOの基準、あるいはそれが利用できない場合には国際薬局方の基準又は広く認められた国際基準を考慮すべきである。こうした情報源からの基準が存在しない場合には国内法を適用できる。

3.1.3 ビタミン及びミネラル補助食品には、3.1.1の基準に適合するあらゆるビタミン及びミネラル、単一のビタミン及び/又はミネラル、あるいは適切な組み合わせのビタミン及び/又はミネラルを含めることができる。

### 3.2 ビタミン及びミネラルの含有量

3.2.1 製造者が提案するビタミン及びミネラル補助食品の1日消費量に含まれる各ビタミン及び/又はミネラルの最小量は、FAO/WHOが定める推奨1日摂取量の15%であるべきである。

3.2.2 製造者が推奨するビタミン及びミネラル補助食品の1日消費量に含まれるビタミン及び/又はミネラルの最大量は、以下の基準を考慮して設定するものとする。

(a) 必要に応じて多様な消費者層の感受性の相違を考慮しつつ、一般に認められている科学的データに基づく科学的リスク評価により設定されたビタミン及びミネラルの上限安全摂取量

(b) その他の食事源からのビタミン及びミネラルの1日摂取量

最大量の設定に当たっては、対象集団に対するビタミン及びミネラルの摂取基準値を適切に考慮することができる。この条項は、栄養素の推奨摂取量（例えば国民摂取基準や推奨1日許容量など）のみに基づき最大量を設定することにつながってはならない。

## 4. 包装

4.1 製品は、食品の衛生及びその他の品質を保護する容器に包装するものとする。

4.2 容器は包装材料を含めて、安全かつ使用目的に適した物質のみで構成されるものとする。コーデックス委員会が包装材料として使用される物質の規格を定めている場合には、その規格を適用するものとする。

## 5. 表示

5.1 ビタミン及びミネラル補助食品の表示は、「包装食品の表示に関するコーデックス規格 (Codex-Stan 1-1985, Rev. 1-1991)」及び「強調表示に関する一般ガイドライン (CAC/GL 1-1979)」に従い行うべきである。

5.2 製品の名称は、場合に応じてその製品に含まれる栄養素又は各ビタミン及び／又はミネラルの分類表示とともに、「補助食品」とするものとする。

5.3 製品中に存在するビタミン及びミネラルの量は、数値形式で明確に表示すべきである。単位については、「栄養表示に関するコーデックスガイドライン (CAC/GL 2-1985 Rev.1-1993)」に適合する重量単位を使用すべきである。

5.4 ビタミン及びミネラルの量は、製品の推奨 1 日消費量に対する量で明示すべきであり、あるいは 1 回に使用される単位当たりの量で表示することもできる。

5.5 ビタミン及びミネラルに関する情報は場合によって、「栄養表示に関するコーデックスガイドライン」に記載の栄養素等表示基準値に占める割合としても表示すべきである。

5.6 表示には、製品の使用方法（量、頻度、特別な条件）を含めるべきである。

5.7 表示には、1 日最大量を超えない旨の消費者への助言を含めるものとする。

5.8 表示には、補助食品を 1 回の食事又は多様な食事の代用として使用できる旨を記載又は示唆すべきではない。

5.9 表示には、製品を幼児童の手の届く場所に保管しない旨の記述を含めるものとする。